

令和5年 第7回 福岡市選挙管理委員会
3月30日（木） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第19号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第20号 福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額
の制限額について

議案第21号 福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所の変更について

2 報告事項

① 選挙人名簿登録者数について

② 在外選挙人名簿登録者数について

③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

④ 市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和5年4月11日（火） 午前11時00分
- ・ 令和5年4月20日（木） 午前10時30分
- ・ 令和5年5月8日（月） 午前10時30分

議案第19号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和5年3月30日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和5年3月30日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
26,010 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
216,745 人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
262,559 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 86,115 人
博多区 67,008 人
中央区 56,099 人
南 区 72,690 人
城南区 34,953 人
早良区 60,099 人
西 区 56,528 人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
(80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,300,467 \times 1/50 = 26,009.34 \rightarrow 26,010$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,300,467 \times 1/6 = 216,744.50 \rightarrow 216,745$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,300,467 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 262,558.37 \rightarrow 262,559 \end{aligned}$$

4について

東 区	258,344	$\times 1/3 =$	86,114.66	\rightarrow	86,115
博多区	201,022	$\times 1/3 =$	67,007.33	\rightarrow	67,008
中央区	168,296	$\times 1/3 =$	56,098.66	\rightarrow	56,099
南 区	218,069	$\times 1/3 =$	72,689.66	\rightarrow	72,690
城南区	104,859	$\times 1/3 =$			34,953
早良区	180,295	$\times 1/3 =$	60,098.33	\rightarrow	60,099
西 区	169,582	$\times 1/3 =$	56,527.33	\rightarrow	56,528

※ 端数は切り上げる。

議案第20号

福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を、次のとおり定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

選挙区	支出金額の制限額
東 区	6,907,800円
博多区	7,028,100円
中央区	7,282,400円
南 区	6,653,900円
城南区	6,304,000円
早良区	6,684,900円
西 区	6,858,500円

(理由)

公職選挙法第194条及び第196条並びに同法施行令第127条の規定による。

(参考)

計算方法

$$\frac{\text{(当該選挙区の選挙人名簿登録者数)}}{\text{(当該選挙区の議員定数)}} \times \text{(人数割額)} + \text{(固定額)} = \text{(制限額)}$$

(149円) (3,700,000円) (100円未満の端数は切り上げ100円単位)

東 区

$$\frac{258,344}{12} \times 149 + 3,700,000 = 6,907,771.3\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{6,907,800}}$

博多区

$$\frac{201,022}{9} \times 149 + 3,700,000 = 7,028,030.8\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{7,028,100}}$

中央区

$$\frac{168,296}{7} \times 149 + 3,700,000 = 7,282,300.5\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{7,282,400}}$

南 区

$$\frac{218,069}{11} \times 149 + 3,700,000 = 6,653,843.7\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{6,653,900}}$

城南区

$$\frac{104,859}{6} \times 149 + 3,700,000 = 6,303,998.5$$

$\Rightarrow \underline{\underline{6,304,000}}$

早良区

$$\frac{180,295}{9} \times 149 + 3,700,000 = 6,684,883.8\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{6,684,900}}$

西 区

$$\frac{169,582}{8} \times 149 + 3,700,000 = 6,858,464.7\cdots$$

$\Rightarrow \underline{\underline{6,858,500}}$

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙運動に関する支出金額の制限)

第194条 選挙運動…(略)…に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、…(略)…次の各号の区分による数を当該各号の区分に応じ政令で定める金額に乗じて得た額と当該各号の区分に応じ政令で定める額とを合算した額を超えることができない。

(1)～(2) (略)

(3) 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

(4) (略)

2 前項の場合において100円未満の端数があるときは、その端数は、100円とする。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

第196条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会…(略)…は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた後、直ちに、前2条の規定による額を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(選挙運動に関する支出金額の制限額)

第127条 …(略)…法第194条第1項に規定する政令で定める…(略)…金額(以下この条において「人数割額」という。)及び同項に規定する政令で定める額(以下この条において「固定額」という。)は、次の表の上欄に掲げる選挙の種類に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に定めるところによる。…(略)…

選挙の種類	人数割額	固定額
(略)	(略)	(略)
都道府県の議会の議員の選挙	83円	390万円
<u>指定都市の議会の議員の選挙</u>	<u>149円</u>	<u>370万円</u>
(略)	(略)	(略)

2 前項の表の中欄に掲げる人数割額に当該上欄に掲げる選挙の種類に応ずる法第194条第1項各号の区分による数を乗じて得た額が、当該下欄に掲げる固定額…(略)…を超え、指定都市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙の期日に当該選挙区の区域の全部を含む区域をその区域とする選挙区において当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員の選挙が行われるものとして算出した場合における当該都道府県の議会の議員の選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額から当該固定額を減じて得た額(以下この項において「減じて得た額」という。)を超えるときは、当該人数割額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該相当する額又は当該減じて得た額を当該区分による数

で除して得た額とする。

(選挙人名簿に登録されている者の総数)

第128条 法第194条第1項各号及び第127条の2第1項に規定する当該選挙人名簿に登録されている者の総数は、その選挙に係る法第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の総数とする。

議案第21号

福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所の変更について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における南区選挙区の選挙会の場所を次のように変更し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

1 変更前

福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階中会議室

2 変更後

福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室

(理由)

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定による。

議案第15号

福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月6日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

選挙区	場 所	日 時
東 区	福岡市東区箱崎二丁目52番1号 福岡リーセントホテル2階クリスタルルーム	令和5年4月11日 午前10時から
博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 福岡市博多区役所8階大会議室	令和5年4月11日 午前10時から
中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所4階第1会議室	令和5年4月11日 午前10時から
南 区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階中会議室	令和5年4月11日 午前10時から
城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区役所3階大会議室	令和5年4月11日 午前10時から
早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階中会議室	令和5年4月11日 午前10時から
西 区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区役所3階大会議室A	令和5年4月11日 午前10時から

(理由)

公職選挙法第77条第1項及び第78条の規定による。

報告事項1

令和5年3月30日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	3月1日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和5年3月2日以降の抹消者数						3月2日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和5年3月30日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)		前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)	
		3月30日区委員会議決分			抹消者 の合計 (b)					男	女		合計(g)
		死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者									
東区	258,173	746	191	555	0	746	0	863	123,632	134,712	258,344	171	
博多区	200,906	795	119	676	0	795	0	922	96,271	104,751	201,022	116	
中央区	168,183	567	96	471	0	567	0	690	73,330	94,966	168,296	113	
南区	217,813	523	145	378	0	523	0	718	99,991	118,078	218,069	256	
城南区	104,863	236	83	153	0	236	0	274	48,849	56,010	104,859	-4	
早良区	180,079	388	135	253	0	388	0	600	83,295	97,000	180,295	216	
西区	169,464	360	109	251	0	360	0	534	79,296	90,286	169,582	118	
市合計	1,299,481	3,615	878	2,737	0	3,615	0	4,601	604,664	695,803	1,300,467	986	

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

3月7日～3月30日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	139	0	0	0	139
博 多 区	101	0	0	0	101
中 央 区	150	1	0	1	150
南 区	145	0	0	0	145
城 南 区	85	1	0	2	84
早 良 区	111	1	0	0	112
西 区	78	1	0	0	79
福岡市計	809	4	0	3	810

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 3人（全交付数 92人） |
| (2) 後援団体用 | 2団体（全交付数 90団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |

(関係法令)

○公職選挙法

(選挙会及び選挙分会の開催場所)

第77条 選挙会は、都道府県庁又は当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)の指定した場所で開く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

(選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第78条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)はあらかじめ選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会はあらかじめ選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

報告事項 4

選第 715 号
令和 5 年 3 月 30 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎

市長と市選挙管理委員会との地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条
の 2 及び第 180 条の 7 の規定に基づく協議の一部改正について

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、標記協議の一
部を下記のとおり改正することについて協議します。

記

第 2 条第 4 号中「福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号）」を「個人
情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に改める。

附 則

この協議は、令和 5 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。</p> <p>記</p> <p>(市選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会事務局長(以下「市事務局長」という。)に補助執行させる。</p> <p>(1) 市委員会及び区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第3号まで及び第5号第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。</p> <p>イ 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において本庁舎において事務を処理している各所管課(契約課を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行(区役所に令達した予算の執行を除く。)及び物品の管理に関すること。</p> <p>(3) 市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する会計の監督に関すること。</p> <p>2 前項の事務を処理するにあつては、市事務局長は市長室長の例により行うものとする。</p> <p>3 市事務局長は、第1項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の例により、市委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。</p> <p>(総務企画局長の補助執行事項)</p> <p>第2条 市委員会は、次に掲げる市委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。</p> <p>(1) 職員の研修の実施に関すること(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第4号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)</p>	<p>地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づき、市長と市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)との間の事務の補助執行に関して、下記のとおり協議します。</p> <p>記</p> <p>(市選挙管理委員会事務局長の補助執行事項)</p> <p>第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を市選挙管理委員会事務局長(以下「市事務局長」という。)に補助執行させる。</p> <p>(1) 市委員会及び区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)の所掌に係る事項に関する契約に関する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 福岡市事務分掌規則(平成17年福岡市規則第14号)第15条第4項契約課の分掌事務第1号から第3号まで及び第5号第4号までに掲げるもの以外の契約に関すること。</p> <p>イ 福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則(平成13年福岡市規則第88号)において本庁舎において事務を処理している各所管課(契約課を除く。)が所掌する契約と同種の契約に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行(区役所に令達した予算の執行を除く。)及び物品の管理に関すること。</p> <p>(3) 市委員会及び区委員会の所掌に係る事項に関する会計の監督に関すること。</p> <p>2 前項の事務を処理するにあつては、市事務局長は市長室長の例により行うものとする。</p> <p>3 市事務局長は、第1項の事務を福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の例により、市委員会の事務を補助する職員に補助執行させることができるものとする。</p> <p>(総務企画局長の補助執行事項)</p> <p>第2条 市委員会は、次に掲げる市委員会の権限に属する事務を総務企画局長に補助執行させる。</p> <p>(1) 職員の研修の実施に関すること(福岡市職員研修規程(昭和51年福岡市達甲第4号)に定める研修。ただし、職場研修及び自主研修は除く。)</p>

- (2) 職員の健康診断の実施に関すること(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第1項及び第2項に定める項目に限る。)
- (3) 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づく公開請求書の受付に関すること。
- (4) 福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。
- (5) 職員の昇給に関すること。
- (6) 職員の各種手当の受給資格の認定に関すること。
- (7) 退職者の給与金の支給認定に関すること。
- (8) 所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関すること。

- (2) 職員の健康診断の実施に関すること(福岡市職員安全衛生規則(昭和48年福岡市規則第54号)第38条第1項及び第2項に定める項目に限る。)
- (3) 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)に基づく公開請求書の受付に関すること。
- (4) 個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律57号)に基づく開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の受付に関すること。
- (5) 職員の昇給に関すること。
- (6) 職員の各種手当の受給資格の認定に関すること。
- (7) 退職者の給与金の支給認定に関すること。
- (8) 所得税法等の規定に基づき徴収した所得税等の支払いに関すること。

附 則

この協議は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。